

# 出席停止について

## 1 出席停止

下記の感染症に感染した場合は、学校保健安全法施行規則により疾病が完治するまで登校を見合わせてください。欠席ではなく出席停止の扱いになります。なお、完治して登校する前に必ず医師の診察を受けて、インフルエンザ治療報告書または各種感染症治療証明書を担任まで提出してください。

	学校感染症の種類	停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで

	学校感染症の種類	停止期間の基準
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発熱した後5日を経過し、かつ解熱した2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹（はれ）が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認められるまで

	学校感染症の種類	停止期間の基準
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により感染のおそれがないと認められるまで